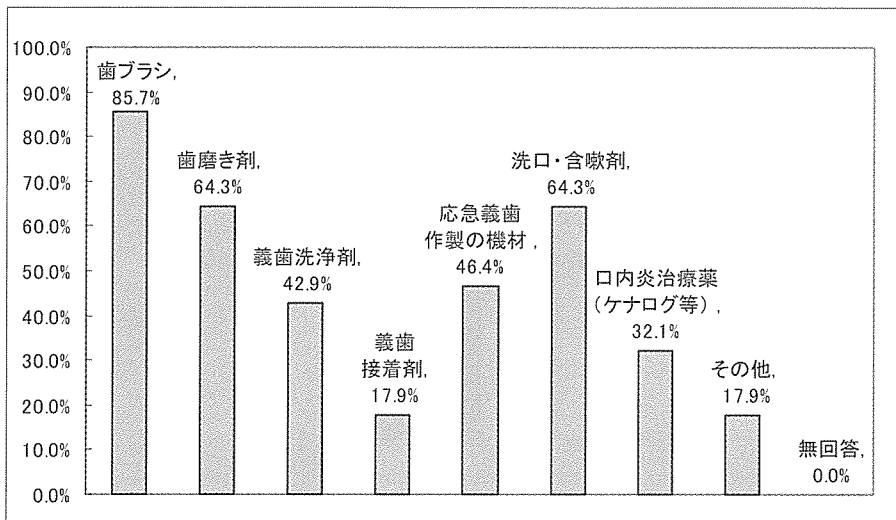


問 6-1 「1. ある」とお答えの方、下記の口腔ケア用品・薬剤のうち、備蓄があるものの番号をお答え下さい。(複数回答可)

	全体 (n=28)		都道府県 (n=13)		政令市 (n=2)		都内 (n=13)	
	件	割合	件	割合	件	割合	件	割合
歯ブラシ	24	85.7%	12	92.3%	2	100.0%	10	76.9%
歯磨き剤	18	64.3%	8	61.5%	2	100.0%	8	61.5%
義歯洗浄剤	12	42.9%	5	38.5%	1	50.0%	6	46.2%
義歯接着剤	5	17.9%	3	23.1%	1	50.0%	1	7.7%
応急義歯作製の機材	13	46.4%	5	38.5%	1	50.0%	7	53.8%
洗口・含嗽剤	18	64.3%	9	69.2%	1	50.0%	8	61.5%
口内炎治療薬(ケナログ等)	9	32.1%	4	30.8%	1	50.0%	4	30.8%
その他	5	17.9%	2	15.4%	1	50.0%	2	15.4%
無回答	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%

※その他…「痛み止め」「ロキソニン」「応急診療セット」「携帯診療器材」「ポータブルユニット」

■ 歯科医師会調査 (全体) (n=28)



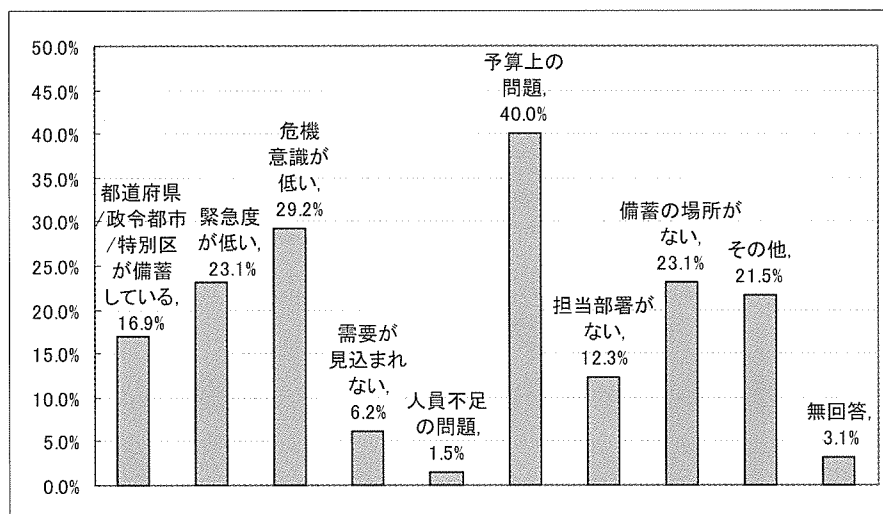
備蓄物資で最も多いのは「歯ブラシ」で85.7%、「歯磨き剤」と「洗口・含嗽剤」が64.3%でそれに続いた。

問 6-2 「2. ない」とお答えの方、その理由をお選び下さい。(複数回答可：ただし3つまで)

	全体 (n=65)		都道府県 (n=27)		政令市 (n=9)		都内 (n=29)	
	件	割合	件	割合	件	割合	件	割合
都道府県/政令都市/特別区が備蓄している	11	16.9%	1	3.7%	2	25.0%	8	27.6%
緊急度が低い	15	23.1%	8	29.6%	1	12.5%	6	20.7%
危機意識が低い	19	29.2%	11	40.7%	0	0.0%	8	27.6%
需要が見込まれない	4	6.2%	3	11.1%	1	12.5%	0	0.0%
人員不足の問題	1	1.5%	0	0.0%	0	0.0%	1	3.4%
予算上の問題	26	40.0%	8	29.6%	1	12.5%	17	58.6%
担当部署がない	8	12.3%	3	11.1%	0	0.0%	5	17.2%
備蓄の場所がない	15	23.1%	3	11.1%	1	12.5%	11	37.9%
その他	14	21.5%	7	25.9%	4	50.0%	3	10.3%
無回答	2	3.1%	1	3.7%	1	12.5%	0	0.0%

※その他の記述回答は別途集計

■ 歯科医師会調査 (全体) (n=65)

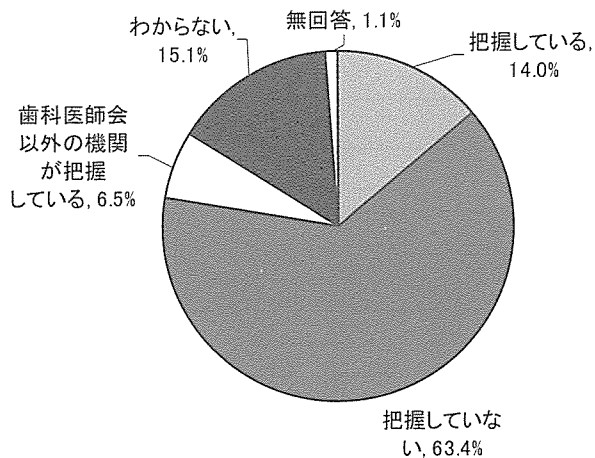


災害時に備えた歯科医療・衛生用品の備蓄がない理由は、「予算上の問題」が 40.0%と最も多かった。

問 6-3 隣接都道府県 (又は郡市区) において対応できる歯科診療施設に関する情報を把握していますか。

	全体 (n=93)		都道府県 (n=40)		政令市 (n=11)		都内 (n=42)	
	件	割合	件	割合	件	割合	件	割合
把握している	13	14.0%	5	12.5%	3	27.3%	5	11.9%
把握していない	59	63.4%	27	67.5%	8	72.7%	24	57.1%
歯科医師会以外の機関が把握している	6	6.5%	0	0.0%	0	0.0%	6	14.3%
わからない	14	15.1%	7	17.5%	0	0.0%	7	16.7%
無回答	1	1.1%	1	2.5%	0	0.0%	0	0.0%

■ 歯科医師会調査（全体）（n=93）



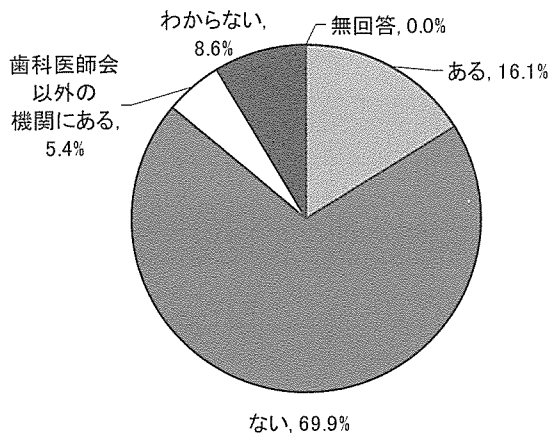
隣接都道府県における、対応可能な歯科診療施設の情報を把握している歯科医師会は 14.0% であり、63.4%の歯科医師会では把握していなかった。

問 7 仮設診療所への受診が困難な方々の歯科保健医療のニーズ把握に関する備えについてお尋ねします。

問 7-1 貴歯科医師会に歯科保健医療のニーズの把握のための巡回体制はありますか。

	全体(n=93)		都道府県(n=40)		政令市(n=11)		都内(n=42)	
	件	割合	件	割合	件	割合	件	割合
ある	15	16.1%	10	25.0%	1	9.1%	4	9.5%
ない	65	69.9%	23	57.5%	7	63.6%	35	83.3%
歯科医師会以外の機関にある	5	5.4%	2	5.0%	1	9.1%	2	4.8%
わからない	8	8.6%	5	12.5%	2	18.2%	1	2.4%
無回答	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
合計	93	100.0%	40	100.0%	11	100.0%	42	100.0%

■ 歯科医師会調査（全体）（n=93）

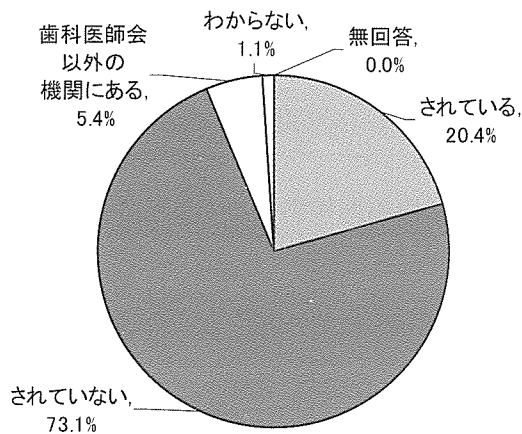


歯科保健医療のニーズの把握のための巡回体制がある歯科医師会は16.1%であり、約69.9%の歯科医師会で巡回体制はなかった。

問7-2 歯科診療用車両は確保されていますか。

	全体 (n=93)		都道府県 (n=40)		政令市 (n=11)		都内 (n=42)	
	件	割合	件	割合	件	割合	件	割合
されている	19	20.4%	13	32.5%	4	36.4%	2	4.8%
されていない	68	73.1%	23	57.5%	6	54.5%	39	92.9%
歯科医師会以外の機関にある	5	5.4%	3	7.5%	1	9.1%	1	2.4%
わからない	1	1.1%	1	2.5%	0	0.0%	0	0.0%
無回答	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
合計	93	100.0%	40	100.0%	11	100.0%	42	100.0%

■ 歯科医師会調査 (全体) (n=93)

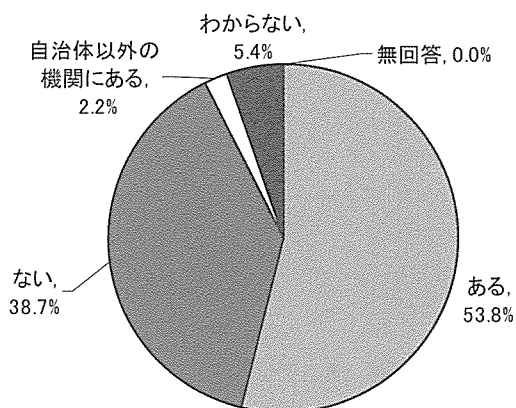


歯科診療用車両は約2割の歯科医師会で確保されているが、7割以上の歯科医師会では確保されていない。

問8 貴歯科医師会に歯科診療所の被災状況や回復状況を把握する体制はありますか。

	全体 (n=93)		都道府県 (n=40)		政令市 (n=11)		都内 (n=42)	
	件	割合	件	割合	件	割合	件	割合
ある	50	53.8%	25	62.5%	7	63.6%	18	42.9%
ない	36	38.7%	12	30.0%	3	27.3%	21	50.0%
自治体以外の機関にある	2	2.2%	1	2.5%	0	0.0%	1	2.4%
わからない	5	5.4%	2	5.0%	1	9.1%	2	4.8%
無回答	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
合計	93	100.0%	40	100.0%	11	100.0%	42	100.0%

■ 歯科医師会調査（全体）（n=93）



歯科診療所の被災状況や回復状況を把握する体制がある歯科医師会は 53.8%と半数を超えた。一方「体制がない」歯科医師会も 38.7%に上った。

C-2 都道府県／政令市／東京都歯科医師会の比較

3 歯科医師会の比較をするために、Fisher の正確検定により 3 歯科医師会の回答に対する統計的有意性を評価した。有意水準 5%未満を有意差ありとした。なお以下の記載において、3 歯科医師会のうち都道府県歯科医師会は県会、政令市歯科医師会は市会、東京都歯科医師会は東会とする。

1. 救護体制の整備

全体では、「整備されている」が 36.6%、「整備中である」が 30.1%であるのに対し、「整備の予定もない」は 7.5%であった。3 歯科医師会のうちでは県会の整備率が最も低く 27.5%であった。

「整備されている／整備中である」との回答に対して



1-1 救護活動の指示系統の中心：「都道府県庁／政令市／特別区」がほぼ半数（46.8%）を占め、次いで「都道府県歯科医師会」25.8%で、「保健所」は 4.8%であった。「都道府県庁／政令市／特別区」が指示系統の中心を担うという点に関しては、3 歯科医師会ともほぼ一致した意見であった。

ただし、有意差を認めた項目は「実質的中心は都道府県歯科医師会である。」であり、県会は自らが中心であるとの認識であるが、市会や東会はそうは考えていないとの結果であった。

全体	県会	市会	東会
25.8%	50.0%	25.0%	6.7%

項目	Fisher の正確検定
都道府県庁/政令指定都市/特別区	p = 0.776
保健所	p = 0.175
病院歯科	p = 0.378
都道府県歯科医師会	p = 0.001
郡市区歯科医師会	p = 0.186
その他	p = 0.619

1-2 救護活動のマニュアル：マニュアル化されているがほぼ7割（67.7%）を占めた。3 歯科医師会のうち、有意差は認められなかったが、東会のマニュアル化率（63.3%）が最も低かった、

1-3 マニュアルの内容：「連絡網」（95.2%）および「役割分担」（90.5%）が9割以上を占めた。次いで、「災害拠点病院との連携」（42.9%）、「備品リスト」（40.5%）であった。3 歯科医師会のうち「保健所との連携体制」が最も高率であったのは、東会（47.4%）であった。

1-4 歯科保健医療に関する研修：「実施していない」（56.5%）が半数以上を占めた。

「整備の予定はある／予定もない」との回答に対して



1-5 整備されていない理由：3 歯科医師会とも「危機意識が低い」（51.6%）、「緊急度が低い」（41.9%）に集約された。

1-6 早急に取り組むべき：「強く思う／思う」が約8割（83.8%）を占めた。3 歯科医師会のうち特記すべきは市会の回答であり、「強く思う」は33.3%にとどまり、「思う」は0%であった。

2. 災害対策訓練

「実施している」（51.6%）と「実施していない」（47.3%）がほぼ同率であった。3 歯科医師会のうち東会の実施率が最も高く、64.3%であった。逆に市会は36.4%にとどまった。

2-1 合同訓練実施組織：3 歯科医師会とも歯科医師会相互の合同訓練が最も多く、保健所とは12.5%、「病院歯科」とは0%であった。

2-2 合同訓練を実施しない理由：「緊急度が低い」、「危機意識が低い」、「人手不足」が3 歯科医師会に共通する理由であった。

ただし、有意差を認めた項目は「都道府県/政令市/特別区として実施している」であり、県会の5割が当該理由を挙げた。（p=0.01）

全体	都道府県	政令市	東京都
25.8%	50.0%	25.0%	6.7%

項目	Fisher の正確検定
都道府県/政令都市/特別区として実施している	p = 0.010
緊急度が低い	p = 0.237
危機意識が低い	p = 0.679
需要が見込まれない	p = 0.404
人手不足の問題	p = 0.165
予算上の問題	p = 0.580
担当部署がない	p = 0.429
関係機関の協力が得られない	p = 0.477
リーダーシップをとれる人がいない	p = 0.137
その他	p = 0.319

3. 関係機関との協議

定期と不定期をあわせ「都道府県庁/政令市/特別区担当課と協議あり」が7割(73.1%)を超えた。一方、「保健所と協議あり」は35.5%であり、「病院歯科と協議あり」は31.2%であった。本庁(88.1%)や保健所(67.1%)は東会、病院歯科(44.5%)は市会との実施率が最も高かった。

ただし、有意差を認めた項目は定期的な協議先のうち、「都道府県/政令市/特別区の担当課」および「保健所」であった。東会は都道府県/政令市/特別区の担当課や保健所との定期協議の実施率が高かった。

都道府県/政令市/特別区の担当課

全体	都道府県	政令市	東京都
37.6%	20.0%	36.4%	54.8%

Fisher の正確検定
p = 0.006

保健所

全体	都道府県	政令市	東京都
12.9%	0%	18.2%	23.8%

Fisher の正確検定
p < 0.001

4. 歯科医療・衛生用品の備蓄

「備蓄あり」は3割(30.1%)で、備蓄品としては「歯ブラシ」(85.7%)、「歯磨き剤」(64.3%)、「洗口・含嗽剤」(64.3%)が上位を占めた。義歯関連では「応急義歯作成の機材」(46.4%)、「義

歯洗浄剤」(42.9%)であった。

ただし、備蓄なしの理由として有意差を認めた項目は、「都道府県/政令市/特別区が備蓄」および「予算上の問題」であった。

都道府県/政令市/特別区が備蓄

全体	都道府県	政令市	東京都
16.9%	3.7%	25.0%	27.6%

「予算上の問題」

全体	県会	市会	東会
40.0%	29.6%	12.5%	58.6%

項目	Fisher の正確検定
都道府県/政令都市/特別区が備蓄している	p = 0.039
緊急度が低い	p = 0.563
危機意識が低い	p = 0.060
需要が見込まれない	p = 0.147

Fisher の正確検定
p = 0.001

人員不足の問題	p = 1.000
予算上の問題	p = 0.015
担当部署がない	p = 0.529
備蓄の場所がない	p = 0.039
その他	p = 0.065

5. 隣接地域の対応に関する情報把握

「把握している」のは14.0%であった。3 歯科医師会のうち市会の把握率が最も高く27.3%、東会は11.9%にとどまった。

6. 巡回体制の整備

「巡回体制なし」が約7割(69.9%)を占めた。また「歯科診療車の保有」は20.4%にとどまった。特に東会は8割(83.8%)に巡回体制がなかった。

ただし、有意差を認めた項目は「歯科診療車の保有」であり、東会の保有率の低さ(4.8%)が顕著であった。

全体	都道府県	政令市	東京都
20.4%	32.5%	36.4%	4.8%

7. 診療所の被災・回復状況の把握

「把握する体制あり」は約半数(53.8%)であった。最も把握率が低いのは東会で、42.9%であった。

D. 考察

今回の結果をもとに大規模災害時の歯科保健医療体制の構築に向けての歯科医師会の課題について検討した。

1. 連携システムについて

救護活動のマニュアル化されている項目で「連絡網」(95.2%) および「役割分担」(90.5%) は9割以上を占めたことから、連携システムの重要性は認識されていると考えられる。今後は連携の具体的内容、例えば情報伝達の経路や方法などについて検討の必要がある。連携先については「救護体制が整備されている／整備中である」と回答した歯科医師会においてもマニュアルのなかで、「災害拠点病院との連携体制」の項目は半数に満たず(42.9%)、保健所とはさらに少数であった(35.7%)。実際に行われている関係機関との協議も病院歯科とは約3割(31.2%)にとどまり、保健所とは35.5%であった。合同訓練の実施も歯科医師会相互の訓練が中心で、病院歯科とは0%であった。しかし災害発生直後の歯科医療を担うのは自らも被災者である開業医ではなく病院歯科医師である。したがって、設備やマンパワーにおいて優る病院歯科とは平時からの連携が必要である。また地域レベルでの災害対策ネットワークづくりに参画するためには、行政機関との連携が必須である。特に保健医療行政の第一線機関である保健所とは、定期的な協議の機会をもつべきである。

2. 救護活動について

phase-1(災害発生時より48時間以内)では、医師会や日本赤十字社と共同で救護にあたる必要がある。そのためには最前線に立つ日本赤十字の医療チームの一員に災害歯科医療を熟知した歯科医師を加えることが望ましいと考える。この時期は、主に顎骨骨折・歯牙破折・急性化膿性疾患など外科的治療の必要な患者を拠点病院に搬送する前の応急処置を施すことが中心になる。phase-2(48時間～2週間)においては救護所の設置により必要最小限の治療ならびに可及的に多数の患者を後方医療機関に転送するまでの緊急治療を行う。さらにphase-3(48時間～数ヶ月)は環境の悪化、免疫機能の低下、精神的ストレスなどにより口腔疾患が増悪する時期であり、避難所を廻る巡回診療が求められる。今回の結果では、「巡回体制なし」が7割(69.9%)を占めたが、積極的な巡回は歯科の潜在的ニーズに対応するためにも重要な活動である。

活動の主体となる歯科医療救護班は、原則として市町村の設置する医療救護所および保健所に設置する救護所において歯科医療救護活動を行う。なお、医療救護所は市町村が原則として、次の場所に設置する。

- ① 500人以上の避難所
- ② 二次避難所(高齢者、障害者などの介護を要する人などの専用避難所)
- ③ 医療機関
- ④ 災害現場

また、市町村は必要に応じ、歯科医療救護活動の拠点として、市町村保健センターや口腔保健センターまたは休日歯科診療所を活用するようにする。阪神淡路大震災においても、地域における歯科保健・医療機能が著しく低下したなかで、歯科医師会立の口腔保健センターが救急医療、保健対策の場として活用された経験から、センター機能の強化ならびにセンター間、センターと

保健所や病院歯科など口腔保健センターを中心とした連携システムの構築を図る必要があると考える。

以下に時系列にそった歯科救護活動のシミュレーション図を示す。

時系列にそった歯科救護活動のシミュレーション

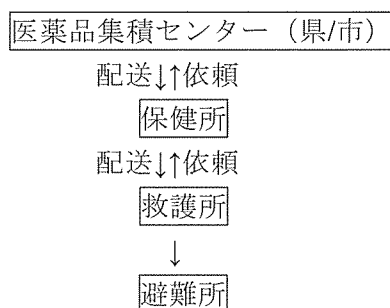
時間経過 区分	phase-1 (~48時間) 系統的救出医療	phase-2 (~14日間) 初期集中治療	phase-3 (~数ヶ月) 後療法・機能訓練更正医療
	被災日～概ね2日間	概ね3日以降～2週間	3週間以降
都道府県 歯科医師会	災害対策本部の設置 (各種支援活動等)		
	被害状況の把握		
	身元確認班 (歯科医師班) の編成・派遣		
	歯科医療救護班の編成・派遣		
	ボランティア医療救護班の受入れ		
被災地内の 郡市区 歯科医師会	災害対策支部の設置 (各種救援活動等)		
	被害状況の把握		
	歯科医療応援救護活動計画の策定への協力		
	応援医療救護班・ボランティア医療救護班の受入れ		
	歯科医療救護班の編成・派遣		
	身元確認班 (歯科医師班) の編成・派遣		
被災地外の 郡市区 歯科医師会	災害対策支部の設置 (各種支援活動等)		
	身元確認班 (歯科医師班) の編成・派遣		
	応援歯科医療救護班の編成・派遣		
	重症者の受入れ		
	医療品・医療資器材等の支援		

3. 医薬品・機材の備蓄および供給システムについて

歯科医療・衛生品の「備蓄品あり」は約3割(30.1%)にとどまった。昨年度の保健所調査でも「歯科関連の備蓄品あり」は僅か5%であった。歯科は医科の救急品とは異なる独自の医薬品・医療材料も多く、歯科医師が配属されていない本庁や保健所で歯科に必要な備蓄品を期待するの

は無理である。したがって歯科医師会自らが備蓄するとともに必要品のリストを作成し、行政に働きかけるべきである。また被災者の高齢化への対策も検討すべきである。例えば、義歯の紛失や破損が食物摂取を困難にし、生命に直結する逼迫した状況を生んだ過去の経験から、義歯関連の応急処置に対応できる機材は必須である。また避難所の配給食は硬い食材に偏るので、軟性食品や栄養剤などを用意すべきである。さらには被災直後の水や電気が使えない状況下でも使用可能な歯科ポータブルユニット、口腔衛生物質などの開発が急がれる。

災害発生直後は家屋の倒壊や交通網の寸断の影響により備蓄医薬品の救護班への搬送が困難となる。そこで、救援医薬品も含め配送を円滑に進めるために「医薬品集積センター」を設置し医薬品等をコントロールするとともに、供給ルートを1本化することが望ましい。



4. 災害医療に対する教育および研修システムについて

災害発生直後の現場では、医療職には緊急時に対応できる知識と技能、さらには人道的行動力が求められる。そこでこれらの条件を備えた人材育成のために、地域の基幹となる全国 29 歯科大学の卒前・卒後教育において大規模災害発生時の歯科保健医療に関するカリキュラムを作成し、将来にわたり継続的に教育するための基盤を構築することを検討すべきである。また地域特性(地理的条件・人口構成など)を踏まえた歯科保健医療活動が必要とされることから、郡市区歯科医師会における研修が望まれる。定期的かつ継続的な研修は危機意識の低下を抑制することにも繋がると考えられる。

E. 結論

1. 大規模災害時の歯科医師会による歯科保健医療の救護体制を有する歯科医師会は 4 割に満たず (36.6%)、全国的に未整備であることが明らかとなった。
2. 救護活動マニュアルでは、連携網と役割分担に関する記載が 9 割以上を占め重視されている。しかし本庁との協議の実施率が約 7 割 (73.1%) であったのに対し、保健所や病院歯科とはそれぞれ 35.5%、31.1%であり、連携が脆弱であることが示された。
3. 備蓄品は歯ブラシ (85.7%) および歯磨き剤 (64.3%) が中心であったが、高齢者の生命に直結する咀嚼にかかわる応急義歯機材は割に満たず (46.4%)、義歯関連の備蓄の必要性が示された。
4. 災害時の巡回体制が整備されていない歯科医師会が約 7 割 (69.9%) を占め、歯科診療車の

保有率も約 2 割 (20.4%) にとどまり、巡回体制の不備が明らかとなった。

F. 研究発表 なし

G. 知的所有権の取得状況 なし

H. 参考文献

- 1) 小池喜一郎、伊藤昌弘、藤巻和弘：現代の危機管理、医療における危機管理体制、公衆衛生、61 (12)、886-890、1997.
- 2) 兵庫県歯科医師会：大震災と歯科医療－阪神・淡路大震災からの報告と提言－、兵庫県歯科医師会誌、151-157、1996.
- 3) 河合峰雄、足立了平、田中義弘：災害における歯科医療のあり方、デンタルダイヤモンド、21 (10)、178-186、1996.
- 4) 兵庫県病院歯科医会：阪神・淡路大震災と歯科医療、兵庫県病院歯科医会誌、44-57、1996.
- 5) 神戸市立中央市民病院歯科同門会：災害時の歯科医療、神戸市立中央市民病院歯科同門会誌、第 3 号、21-5、2001.
- 6) 後藤武、田村賢一：現代の危機管理、大震災の経験を生かして、公衆衛生、61 (12)、896-900、1997.
- 7) 石塚善行：日本赤十字社の活動、災害医学別冊、19、92-96、1995.
- 8) 北海道歯科医師会：災害時歯科医療救護活動の指針－北海道歯科医師会防災・災害対策－改定版、(社)北海道歯科医師会、23-24、2007.
- 9) 神戸市衛生局：神戸市災害対策本部衛生部の記録、神戸市衛生局、77-87、1996.
- 10) 石原亮介、藤井 宏、渡邊勇夫、羽白 高、西村尚志：阪神・淡路大震災の神戸市域における呼吸器疾患の動向、呼吸 15、93-98、1996.
- 11) 河合峰雄：災害時の歯科医療、歯学 92、78-84、2005.
- 12) 秋野憲一：有珠山噴火災害における避難所歯科保健医療活動報告書、北海道渡島保健所、2001.

参考資料 1

「大規模災害時における歯科保健医療体制の現状に関するアンケート調査」へのご協力をお願い

都道府県歯科医師会 殿

本調査は、平成 17 年度厚生労働科学研究「地域保健行政の再構築に関する研究」（主任研究者・国際医療福祉大学学長 谷修一）の一環として、災害時の保健医療体制を統括されます都道府県歯科医師会代表者の皆様にご協力をお願いするものです。

わが国では平成 7 年 1 月の阪神淡路大震災、16 年 10 月の新潟県中越地震をはじめとする大規模な地震災害が繰り返された経験から、被災者を取り巻く環境の時系列的な変化に対応した歯科医療活動が歯科医師会の危機管理機能の極めて重要な課題となっております。

災害時におきましては、救急医療（顎骨の打撲、口腔内裂傷等の外科的歯科医療）の対応のみならず、被災者の義歯の紛失・破損による咀嚼障害、さらには長期の避難生活における口腔清掃不良による歯周病、口腔粘膜疾患の悪化に対し、歯科医療・保健面での幅広い対応が望まれます。未明に発生した阪神淡路大震災では、義歯を装着する間もなく避難を余儀なくされた高齢者の多くが、乾パンなどの救援食による食生活に大きな支障を来しました。また、水や口腔ケア用品が不足する中、十分な口腔ケアが行われず歯科疾患を患う被災者が多発するなど、避難生活が長期化するにつれて直接の健康被害を及ぼした事例も多数報告され、歯科保健医療の救急体制を確保することの必要性が強く示唆されました。

本調査は、災害時における歯科保健医療の備えに対する実態を把握することによって、地域における歯科保健医療システムの構築に向けての基礎資料の収集を目的としております。

ご回答いただいた内容は、すべて統計的に処理し、回答者個人および個々の歯科医師会が特定されるような公表はいたしません。また本調査以外の目的に使用することは決してございません。お忙しいところ恐れ入りますが、ご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

ご回答は平成 18 年 11 月 24 日（金）までに、同封の封筒にてご返信いただければ幸いです。

分担研究者 東京医科歯科大学歯学部口腔保健学科教授 寺岡加代
連絡先 東京医科歯科大学歯学部口腔保健学科 口腔健康教育学分野
〒113-8549 東京都文京区湯島 1-5-45

電話： 03-5803-4545 FAX： 03-5803-0239

大規模災害時における歯科保健医療体制の現状に関するアンケート調査

記入者名		職 種	
所在地	都道府県		
歯科医師会・会員数			
連絡先電話／FAX 番号			
e-mail	/		

A. 大規模災害時における歯科保健医療に関する救護体制の整備状況についてお尋ねします。
下記の質問について、該当する番号を1つ選んで下さい。

問 1 大規模災害時における、貴歯科医師会で歯科保健医療に関する救護体制は整備されていますか。

1. 整備されている	2. 整備中である	3. 整備の予定はある	4. 整備の予定もない
------------	-----------	-------------	-------------



「1. 整備されている」「2. 整備中である」とお答えの方は 問 2 へお進み下さい。

「3. 整備の予定はある」「4. 整備の予定もない」とお答えの方は 問 3 へお進み下さい。

→ (問 3 へ)

問 2 「1. 整備されている」「2. 整備中である」とお答えの方にお尋ねします。

問 2-1 災害発生時、歯科保健医療の救護活動において、指示系統の実質的な中心はどこが担いますか。

1. 都道府県庁／政令指定都市/特別区	2. 保健所	3. 病院歯科
4. 都道府県歯科医師会	5. 郡市区歯科医師会	
6. その他（具体的に： _____）		

問 2-2 その救護体制はマニュアル化されていますか。

1. されている	2. されていない
----------	-----------

問 2-3 マニュアル化「1. されている」とお答えの方にお尋ねします。

マニュアルには、どのような項目が含まれていますか。 (複数回答可)

- | | | |
|-----------------|-----------------------|-------------------|
| 1. 連絡網 | 2. 役割分担 | 3. 歯科災害拠点病院との連携体制 |
| 4. 保健所との連携体制 | 5. 処置手順 | 6. 仮設診療所の設置 |
| 7. 避難所への巡回相談・往診 | 8. 巡回歯科診療車両の手配 | |
| 9. ボランティアの受け入れ | 10. 隣接都道府県との歯科応援体制・内容 | |
| 11. 備蓄品リスト | 12. その他 (具体的に : |) |

問 2-4 貴歯科医師会において、災害時の歯科保健医療に備えた研修を実施していますか。

- | | |
|-----------|------------|
| 1. 実施している | 2. 実施していない |
|-----------|------------|

【ここまでの回答を終えられた方は問 4 までお進み下さい。】

問 3 「3. 整備の予定はある」「4. 整備の予定もない」とお答えの方にお尋ねします。

問 3-1 現在、歯科保健医療に関する体制が整備されていない理由を選んで下さい。

(複数回答可：ただし3つまで)

- | | | |
|----------------------------|-----------------|--------------------|
| 1. 都道府県/政令都市/特別区として整備されている | 2. 緊急度が低い | |
| 3. 危機意識が低い | 4. 需要が見込まれない | 5. 人手不足の問題 |
| 6. 予算上の問題 | 7. 担当部署がない | 8. 歯科医療機関の協力が得られない |
| 9. リーダーシップをとれる人がいない | 10. その他 (具体的に : |) |

問 3-2 早急に体制整備に取り組むべきだと思いますか。

- | | | | |
|----------|-------|------------|-------------|
| 1. 強く思う | 2. 思う | 3. あまり思わない | 4. まったく思わない |
| 5. わからない | | | |

このまま問 4 にお進み下さい。

B. 大規模災害時における関係機関との連携体制の整備状況についてお尋ねします。

下記の質問について、該当する番号を1つ選んで下さい。

問 4 関係機関と合同の災害対策訓練を実施していますか。

- | | |
|-----------|------------|
| 1. 実施している | 2. 実施していない |
|-----------|------------|

問 4-1 合同訓練を「1. 実施している」とお答えの方にお尋ねします。

合同訓練に参加している組織を下記から選んで下さい。 (複数回答可)

- | | | |
|---------------|----------------|-------------|
| 1. 病院歯科 | 2. 病院歯科医会 | 3. 郡市区歯科医師会 |
| 4. 都道府県歯科衛生士会 | 5. 都道府県歯科技工士会 | |
| 6. 保健所 | 7. その他 (具体的に : |) |

問 4-2 合同訓練を「2. 実施していない」とお答えの方にお尋ねします。実施していない理由を選んで下さい。(複数回答可：ただし3つまで)

- | | | |
|---------------------------|--------------|------------------|
| 1. 都道府県/政令都市/特別区として実施している | 2. 緊急度が低い | |
| 3. 危機意識が低い | 4. 需要が見込まれない | 5. 人手不足の問題 |
| 6. 予算上の問題 | 7. 担当部署がない | 8. 関係機関の協力が得られない |
| 9. リーダーシップをとれる人がいない | | |
| 10. その他(具体的に: |) | |

問 5 関係機関と協議を行っていますか。

問 5-1 都道府県庁/政令指定都市/特別区の担当課と協議を行っていますか。

- | | | | |
|--------------|--------------|-------------------|---|
| 1. 定期的に行っている | 2. 不定期で行っている | 3. 行っていない
(理由: |) |
|--------------|--------------|-------------------|---|

問 5-2 保健所と協議を行っていますか。

- | | | | |
|--------------|--------------|-------------------|---|
| 1. 定期的に行っている | 2. 不定期で行っている | 3. 行っていない
(理由: |) |
|--------------|--------------|-------------------|---|

問 5-3 病院歯科と協議を行っていますか。

- | | | | |
|--------------|--------------|-------------------|---|
| 1. 定期的に行っている | 2. 不定期で行っている | 3. 行っていない
(理由: |) |
|--------------|--------------|-------------------|---|

問 5-4 郡市区歯科医師会と協議を行っていますか。

- | | | | |
|--------------|--------------|-------------------|---|
| 1. 定期的に行っている | 2. 不定期で行っている | 3. 行っていない
(理由: |) |
|--------------|--------------|-------------------|---|

C. 大規模災害時に備えた歯科保健医療の備えについてお尋ねします。下記の質問について、該当する回答番号を1つだけ選んで下さい。

問 6 貴歯科医師会には、災害時に備えた歯科医療・衛生用品の備蓄はありますか。

- | | |
|-------|-------|
| 1. ある | 2. ない |
|-------|-------|

問 6-1 「1. ある」とお答えの方、下記の口腔ケア用品・薬剤のうち、備蓄があるものの番号をお答え下さい。(複数回答可)

- | | | |
|------------------|--------------|-----------|
| 1. 歯ブラシ | 2. 歯磨き剤 | 3. 義歯洗浄剤 |
| 4. 義歯接着剤 | 5. 応急義歯作製の機材 | 6. 洗口・含嗽剤 |
| 7. 口内炎治療薬(ケナログ等) | 8. その他(|) |

問 6-2 「2. ない」とお答えの方、その理由をお選び下さい。（複数回答可：ただし3つまで）

- | | | |
|-------------------------|--------------|-------------|
| 1. 都道府県/政令都市/特別区が備蓄している | 2. 緊急度が低い | |
| 3. 危機意識が低い | 4. 需要が見込まれない | 5. 人員不足の問題 |
| 6. 予算上の問題 | 7. 担当部署がない | 8. 備蓄の場所がない |
| 9. その他 | | |
- ()

問 6-3 隣接都道府県において対応できる歯科診療施設に関する情報を把握していますか。

- | | |
|----------------------|------------|
| 1. 把握している | 2. 把握していない |
| 3. 歯科医師会以外の機関が把握している | 4. わからない |

問7 仮設診療所への受診が困難な方々の歯科保健医療のニーズ把握に関する備えについてお尋ねします。

問 7-1 貴歯科医師会に歯科保健医療のニーズの把握のための巡回体制はありますか。

- | | | | |
|-------|-------|------------------|----------|
| 1. ある | 2. ない | 3. 歯科医師会以外の機関にある | 4. わからない |
|-------|-------|------------------|----------|

問 7-2 歯科診療用車両は確保されていますか。（複数回答可）

- | | |
|-----------------------|-----------------|
| 1. 都道府県/政令指定都市/特別区が確保 | 2. 都道府県歯科医師会が確保 |
| 3. 郡市区歯科医師会が確保 | 4. 病院歯科が確保 |
| 5. 確保していない | 6. わからない |

問 8 貴歯科医師会に歯科診療所の被災状況や回復状況を把握する体制はありますか。

- | | | | |
|-------|-------|------------------|----------|
| 1. ある | 2. ない | 3. 歯科医師会以外の機関にある | 4. わからない |
|-------|-------|------------------|----------|

最後に、災害発生時における歯科保健医療についての保健所に期待する機能・役割をお書き下さい。（自由筆記）

()

ご協力ありがとうございました。

参考資料 2

各設問における「その他」の記述

■問 2-1 災害発生時、歯科保健医療救護活動における指示系統の中心「その他」	
警察	1
市（自治体）	1

■問 2-3 マニュアルに含まれる項目「その他」	
医師会、関係各官庁との連絡	1
行政との連携体制	1
災害時出動態勢登録歯科医名簿	1

■問 3-1 歯科保健医療に関する体制が整備されていない理由「その他」	
8市町村のため、足並みが揃いにくい	1
現在準備中	1
本年協定を結んだため	1

■問 4-1 合同訓練に参加している組織「その他」	
●医師会	6
地区医師会	6
●薬剤師会	3
区薬剤師会	3
●消防・警察など	8
消防署	3
警察	2
県警	2
自衛隊	1
●行政	13
行政	1
区災害対策本部との一部	1
区	1
県	3
市	5
自治体	1
地域連絡協議会	1
●その他	5
自治会	1
区柔接師会	1
技工士会	1
病院関係者	1
県内 50 余団体	1

■問 4-2 合同訓練を実施していない理由「その他」	
●検討していない	3
合同訓練等申し入れなし	1
機会がない	1
協定を結んでいないので要請がない。ただし、郡市区の中には個別に合同訓練しているところもある	1
●検討中・調整中	4
市と計画中	1
検討中	3
●他の訓練がある	2
災害初動時の訓練のため	1
市町村別に実施している	1
●その他	3
県の合同訓練が緊急対策では主で、歯科は二次的な対策として取り組みが遅れている	1
災害時には関係機関と連絡を取り対処していくことになっている	1
現在まで災害時救急基点病院が整備され病院歯科で対応することになっている	1

■問 5-1 都道府県庁/政令指定都市/特別区の担当課と協議を行っていない理由	
●検討していない	2
話がない	1
要請がない	1

■問 5-2 保健所と協議を行っていない理由	
●緊急度・危機意識・優先度が低い	1
緊急度が低い	1
●検討していない	2
要請がない	1
話がない	1
●検討中・調整中	1
市と協議中	1
●その他	5
区防災課が案内	1
県行政と行っている	1
時間がない	1
まずは県と	1
地域の特殊性	1

■問 5-3 病院歯科と協議を行っていない理由	
●検討していない	2
話がない	1
要請がない	1
●検討中・調整中	2
検討中	1

市と協議中	1
●体制・準備が整っていない	1
担当部署なし	1
●病院歯科がない	2
病院歯科が地区内にない	2
●その他	3
保健所の協議で病院歯科関係者と打ち合わせ	1
地域の特殊性	1
時間がない	1

■問 5-4 郡市区歯科医師会と協議を行っていない理由	
●検討していない	2
協議の場がない	1
話がない	1
●今後行う予定	2
今後行う予定	1
今年度中に行う予定	1
●検討中・調整中	2
検討中	1
市と協議中	1
●その他	2
地域の特殊性	1
都及び区の担当が行っているから	1

■問 6-1 災害時に備えた歯科医療・衛生用品の備蓄「その他」	
痛み止め	1
ロキソニン	1
応急診療セット	1
携帯診療器材	1
ポータブルユニット	1

■問 6-2 災害時に備えた歯科医療・衛生用品の備蓄のない理由「その他」	
●別途備蓄・供給体制がある	6
災害時には必要資材・器材等を調達（提供）してもらい契約を材料商と契約を交わしているため	1
県歯会が一部備蓄している	1
県にお願いしている	1
行政側にて	1
非災害地域の会員医療機関から調達する	1
とりあえず口腔保健センターの分で対応	1
●検討中・調整中	5
現在検討中	3
県と調整中	1
市と協議中	1